

住居地域のバイオマス発電所等による公害に関する要望書

令和2年1月30日

舞鶴西地区の環境を考える会

代表 森本隆

京都府舞鶴市喜多地区にて計画されているパーム油を燃料としたバイオマス発電所（以下、舞鶴パーム油発電所）はディーゼル機関を用いた66MW規模の発電所計画です。私たちは舞鶴パーム油発電所建設に対して、環境悪化、防災、地域活性の観点からも強く反対していますが、ここでは公害問題に関して、下記のような基準値の強化と公害発生時の対処を要望いたします。

1. 住居地域のバイオマス発電所における環境基準の強化

バイオマス発電所の多くがディーゼル機関を使用した発電所ですが、ディーゼル機関は安価で使いやすい反面、大気汚染や騒音、低周波、悪臭、水質汚濁等の環境悪化が懸念される施設でもあります。

現状、「維持されることが望ましい基準」として環境基準がありますが、こうした基準は住居地域において健康被害を防止するには不十分であり、都市部では条例等で独自に高い環境基準が設けられている状況です。

例えばNO_x（窒素酸化物）について、東京都23区内におけるディーゼル機関の排出基準値は条例により110PPMとされていますが、条例の無い京都府では950～1200PPMが基準値となります。騒音については、東京都の住居地域では昼間55dB以下、夜間45dB以下とされていますが、条例の無い京都府では昼間65dB、夜間50dBと大きく基準値が異なります。

昨今、国際的な気候変動抑制に向けた動きが活発化する中で、日本においても再生可能エネルギーの主流化、分散型エネルギーの実現に向けて発電所計画が増加しています。そうした流れの中で、今後全国各地で住居地域においても再生可能とされるバイオマス燃料を用いたディーゼル機関の発電所が更に計画、稼働される事が予想されます。特別な条例を持たない多くの住居地域で公害が発生してしまう事態をくい止める為に、条例によらず全国一律で住居地域の基準値を強化して下さい。

2. 公害発生時の操業停止を含めた事業者への対処

現在公害問題に発展しているパーム油発電所（京都府福知山市）では、住民の健康被害が明らかであるにもかかわらず、事業者は発電所を稼働し続け、稼働以前の環境に戻すことは困難であるとして住民との建設的な対話が成立していません。

一方、地方自治体には公害問題や環境基準について専門的知識を有した職員がおらず、問題解決を委ねることが困難な状況にあります。

つきましては、バイオマス発電所等により公害問題が発生した際、問題解決のために専門職員を派遣して下さい。また、住民の健康が著しく悪化する前に、発電所の操業停止命令を含めた厳しい指導をもって環境悪化を最小限にとどめる対処を施して下さい。

※住居地域 建築基準法の用途地域では無く住民が生活を営む地域という意味合いです。

舞鶴西地区の環境を考える会

代表 森本隆

TEL : 0773-78-1807

E-mail : info@maizuru-palm.org